

資料

佛國に於けるフラン安定の經過

アンリ・カピタン

星野辰雄抄譯

(譯者曰) 左に掲げる資料は、フランス・巴里大學首席教授アンリ・カピタン博士が先般來朝せられ、日本工業クラブ及日佛會館でなされた講演『フランスに於ける「法」の安定』を基礎とし、多少手もとにあつた材料を附加したる要領の一部である。従つて本文の體裁其他に付ては或は博士の意に副はない様な個所がないとも限らない。

昭和六年十二月十二日大命政友會に降り民政黨内閣に代つた。同會從來の主張に基いて金輸出再禁止が斷行せらるゝ事にならうと思ふ。その結果は圓爲替相場場の下落を見る可く、貨幣價值の下落、物價騰貴ともなると思考せらるる。

最近我國の經濟界は一大難局に直面したものと謂はねばならない。金輸出解禁、再禁止の是非を論議するは本文の主旨でない。只佛國が多難なりし一九二六年までの財政國難を、如何によく切りぬけ、國民の努力

によつてフラン貨の安定をはかり、金本位に立據して一國財政の基礎を確立し得たかを本抄譯により明瞭に知る事が出来るとしたなら、博士の悦であると共に亦譯者の幸甚とする所である。

× × × × ×

茲にカピタン博士の經歷及主要なる著書を簡単に紹介する事は、本文の讀者にとつて決して無意義でないと考へる。

カピタン博士 (Henri-Lucien Capitant) は一八六五年九月佛國グルノーブル市に呱呱の聲を擧げ、一八九一年より一九〇八年にかけ同大學法科大學の教授として民法、労働法を講ぜられ、一九〇八年巴里大學教授に榮轉、労働法、比較民法、民法の講座を擔當せられ、現に同法科大學に於ける民法の首席教授である。博士は又、佛國精神科學學士院會員たるの外、高等教育會議員、労働審議會議員、セイヌ縣訴訟事件諮問委員會委員等幾多の重要な任務に當つて居られる。

博士の著書は多いがその主要なるものを擧げれば、
 民法緒論、労働法講義、コーラン、カピタン共著フランス民法講義、債務原因論、判例事案選集、カピタン、キュンシュ共著労働法講義並に労働法提要等がある。この最後のものは幸に博士の快諾を得て來春私が翻譯出版する事を得るに至つた。

猶こゝに特記す可き事は博士來朝に際して特に法律學界に致された功績に依り、勳二等を賜はつた事で、誠に慶賀の至りである。

× × × × ×

去る十月、博士來朝以來、日本の各地大學等に於てなされたる講演の題は次の如くである。

「私法の國際的統一」、「二十世紀以來のフランス民法の進化」、「不法行爲責任」、「社會連帶と法律」、「附合契約と損害」、「權利の濫用」、「職業組合」、「勞働協約」等である。猶此等講演の速記の翻譯は近日杉山直治郎博士により出版せらるゝ事となつて居る。

◎

世界大戰前、佛國には完全なる兌換制が確立せられてあつた。佛國の舊貨幣制度は一八〇三年三月法、一八七三年銀貨製造停止に關する法律の二法であつた。此一八〇三年法は所謂共和曆十一年ゼルミナル七日法で金銀複本位制を採用し、金貨は一「法」に付純九金三二二ミリグラム五八、五法銀貨は一「法」に付純九銀五グラムであつた。

(同法第八條に「二十法ノ貨幣ハ一疋ヲ一五五ニ裁斷シ、四十法貨幣ハ七七、五箇ニ裁斷サレタル金量ヲ有ス」と規定す)

従て一〇〇法紙幣を有するものは二〇法金貨五枚を所持せると同一であり、又實際の取引に金貨が流通して居つた。

然るに大戰勃發するや、莫大なる金を必要とする事を覺悟せねばならなかつたので、佛國として

は出來得る限り金を多く保有することが必要であつた。

その方法として金輸出を禁止し、銀行券の兌換を停止した。即ちフランは不換紙幣とより、法律により強制通用力が與へらるるに至つた。即ちフランス銀行は銀行券を金貨に兌換する請求に應ずる義務を免るゝことになつた。

その結果は爲替市場に於ては、フラン貨はフランス國がその市場に有する信用の割合に應じた價值しか有しない事となつた。

然るにフランスの經濟財政上の信用はまた莫大なる戰費の必要を見るに至つて遂に動搖を來した。

今戰費が如何なる財源により支拂はれたかを見るに、主として内外債に依たのである。殊に短期國內公債の發行に待つた。然るに一九二二年頃からその償還が毎年到來し初むるに至り、佛國は逐次増加してやまない支出を、たゞ（正貨準備の不充分と云ふより）不換紙幣たる銀行券を増發してのみ償ふはなかつた。従つて通貨は膨張し、之に伴つて通貨はその價值を減じ、爲替相場は下落した。一九二六年にはフラン貨の大危機、佛國財政の一大難關に遭遇した事實は次表により明かである。

對英國爲換相場(一磅ニ對シ)

年月日	法
1922. 1. 25	51.715
1922. 12. 27	63.89
獨逸賠償金仕拂停止・ルール占領	
1923. 6. 27	75.475
1923. 12. 26	86.735
1924. 12. 31	87.23
1925. 12. 30	127.915
1926. 6. 30	173.375
1926. 7. 法ノ最低	240.00
1926. 7. 28	204.25
1926. 2. 29	122.565
1927. 12. 28	124.02
1928. 5. 30	124.02 ₄
1928. 6. 25	新貨幣法制定 (平價124.21)
1928. 12. 26	124.0
1929. 12. 31	123.89 ₄
1330. 12. 31	123.925
1931, 6. 18	124.255
1931. 9. 30	97.87

(九月廿一日英國金貨制度停止 = 依り磅貨下落)

前表に見る如く一九二六年七月には一磅が二四〇フラン、一弗は五〇法となつた。法貨に對する信用の失墜及下落と因果關係をなす資本の逃避及外債の買入が法貨下落と共に盛んに行はるゝに至つた。

即ち上述の如く法貨に對する信用の失墜、下落は勿論通貨の膨張による事は言を待ないが、同時に資本の逃避即ち外國貨の買入、外貨の買入の事實により資本が海外に流出したことを忘れてはならない。この事實はドイツのマルク貨下落の真相を見るとさよく了解がつくと思ふ。資本の逃避があればある程法貨は下落し、下落すればする程、資本は益々逃避を急ぐのであつて、この因果關係は戰前歐洲第一の安定せる法貨を、一九二六年には上述の如き悲慘なる状態に墜さしむるに至つ

た。

かゝる財政の危機を前にして佛國政府が如何に財政問題の爲に苦しんだかは、一九二六年の一年間に四度内閣が交迭せるに見ても明かであつて、この財政的困難を救ふ事が又如何に難事であつたかを見る事が出来る。

一九二六年佛國內閣の更迭

一九二五年十二月	成立	第七次ブリアン内閣	一九二六年三月	辭職
一九二六年三月	九日	第八次ブリアン内閣	六月	辭職
同	六月廿三日	第九次ブリアン内閣	七月十七日	辭職
同	七月十九日	エリオ内閣	同	同
同	同	同	同	同
一九二八年十二月		ポアンカレ(一舉國一致)内閣	成立(大藏大臣兼任)	
		ポアンカレ改造内閣	成立(大藏大臣シエロン)	

かくして遂に一九二六年七月廿三日ポ舉國一致内閣が成立し、ポ氏自ら大藏大臣を兼任してこの財政國難の救済に當るに至つた。時の内閣閣員その所屬黨派は次の様である。

一九二六年七月廿三日成立佛國舉國一致内閣

總理兼大藏	×上院議員	ポアンカレ	溫和共和黨
司 法	×上院議員	バルト	同
外 務	×下院議員	ブリアン	共和社會黨

内務	上院議員	サロ	急進社會黨
陸軍	× 下院議員	パンルヴェ	共和社會黨
海軍	× 下院議員	レ	共和左黨
文部	× 下院議員	エリ	急進社會黨
工部	下院議員	タルヂ	
商務	下院議員	ボカノスキ	民主共和左黨
農務	下院議員	ゲニ	急進社會黨
殖民	上院議員	ペリユ	民主共和左黨
恩給	下院議員	マラ	溫和共和黨
勞働	下院議員	フアリエール	極左黨

×印は總理大臣たることありし人なり

この内閣により法貨佛國財政の危機は救はれたのであるが、これは勿論ボ氏を初め佛國民が一致して、如何にしてもこの財政國難を打破せざる可からずと云ふ努力の結果に相違ない。が、又一つに内閣の中心人物たるボ氏への信頼に待つものが多かつた事は明かである。ボ氏は一八六〇年に生れ、一八九三年即ち三十三歳にして文部大臣（チユブイ内閣の中）となり。其より、次表の如き經歷を有した人である。

ボアンカレト氏の經歷 一八六〇年生

一八九三年

チユブイ内閣

文部大臣（卅三歳）

一八九四年	同	大藏大臣
一八九五年	リボー内閣	文部大臣
一九〇六年	サリヤン内閣	大藏大臣
一九一二年	一九一三年 一月	總理大臣
一九一三年	一九二〇年 一月滿期退職	大統領
一九二二年	一月 同 年 三月	總理大臣
一九二四年	三月 同 年 六月	總理大臣
一九二六年	七月 一九二八年十一月	總理大臣
一九二八年十一月	改造内閣	總理大臣

病氣の爲め辭職

佛國民一般が如何にこの財政救濟の一大事業につき、この舉國一致内閣に信頼をかけてをつたかは想像するに難くない。

是より先、法貨暴落の趨勢を阻止する爲、特に専門財政委員會が設置せられて、如何に法貨を安定す可きかの方法を審議しつゝあつたのではあるが、ポ内閣成立に至るまでは適當なる方法、手段の發見が不可能であつた。

然らばポ内閣は法貨安定の爲めに如何なる方法を採用したか。

この方法を述べる前に、こゝにいふ法貨安定とは抑如何なる意味であるかを説明する必要がある。法の安定と私がこゝに云ふのは「第一」に法貨の下落を阻止し、「第二」に法貨を引上げて或一定の對外爲替相場に安定せしむる事である。その意味は價值の下つた不換紙幣を金貨幣即ち金貨又は金に兌換し得る通貨に立還らしむる事である。一九一四年以來紙幣「法」に過ぎなかつた「法」を、再び金の或量に相當する通貨に引返さしむる事である。即ち兌換性の確立である。これが爲にはフランス銀行は本質上兌換の爲の準備總量、即ち金又は金を本位とする健全なる外國通貨 (Levizos étrangers) を準備せねばならない。勿論フランス銀行には相當の金が保有せられては居るものゝ、大戦による莫大なる支出を決済するが爲に發行せられた不換紙幣たる銀行券全部の兌換には到然應じ得可くもなかつた。如何にしても「法」を安定せしむるが爲めにはこゝに多額の兌換準備 (mass de conversion) を必要とするに至つた。

今左に佛國の内外債の發行總額及卸賣物價指數を表示して、如何に當時通貨の膨張が大であつたかを間接ながら知る事とする。

佛 國 公 債 額

Emprunts publics de France

	單位百萬法 millions frs.			
	1914 七月末 31, juillet 1914	1918 十二月末 31, déc 1918	1928 一二月末 31, déc 1928	1930 三月末 31, mars 1930
內 國 債 Intérieurs				
永 久 及 長 期 perpétuel et long terme	32,235	67,248	226,501	228,100
短 期 court terme	342	531	17,511	17,403
浮 動 flottant	1,608	56,015	44,653	179,870
合 計 total	34,186	123,794	288,665	279,873
		舊金法ニテ算出 anciens frs. or	雜金法ニテ算出 nouveaux frs. or	斷金法ニテ算出 nouveaux frs. or
外 國 債 Extérieurs		29,314	18,0013	202,254
總 計 Totaux	14,186	153,113	468,678	482,127

商 學 論 叢 第 四 號

佛 國 物 價 卸 賣 指 數

Indice des prix en gros en France

1914.	七 月 juillet	100	1923.	七 月 juillet	415
1915.	"	143	1924.	"	491
1916.	"	188	1925.	"	569
1917.	"	273	1926.	"	854
1918.	"	344	1927.	"	633
1919.	"	356	1928.	"	637
1920.	"	506	1929.	"	626
1921.	"	337	1930.	"	549
1922.	"	332	1931.	五 月 mai	480

二 一 六

かゝる通貨膨張は獨り大戰中の佛國のみでなく、程度の差こそあれ各交戰國皆同様であつた。而して通貨安定の爲に採た方法も歐州各國略同様で、即ち外債によつたのである。國際聯盟がオーストリアの財政援助に當つて用ひた方法も是であり、ドイツ救済のドーズ案も結局マルク安定に國際的外債方法を採用した。佛國でも一九二六年五月三十一日の命令を以て召集せられた専門委員會は外債方法により「法」を安定せしむ可き事を勸告した。

只外債による安定方法はこの借入金は通貨の兌換性を恢復するが爲にのみ使用せらる可きものである。然らざれば通貨の安定は望み得ないこととなる。而して之を實現せんが爲めには (一)豫算に於ける歳入歳出の均衝を得せしむること、(二)内外債の整理を實現する事である。若し通貨安定の爲の外債が、豫算の歳入不足補填等に流用せらるゝ様な事となれば、安定は望み得ないばかりでなく、却て危険である。

ボ内閣の安定策

ボ内閣は如何なる「法」安定策を採つたか。彼は前述の如く専門委員會が外債方法による可き事を勸告したる二ヶ月の後、七月廿三日エリオ内閣に次で組閣したのである。ボ内閣の生るゝ三週間前、一九二六年七月三日に於てさへ、専門委員會は五月三十一日の主旨を強調して、外債による「法」安定策を可決し報告したのである。

然るにポ氏一度大藏大臣となるや、上述の通俗的安定策なる外債方法による事なく、全く彼獨自の方法——之を國民的方法ともいふべきか——即ち佛國は佛國のみの力によつて自國通貨の安定をなさんとした。而もこれを完全に成功せしむる事を得たのは、勿論佛國民全體の非常なる決心と努力とに由る事は言を待たないが、ポ氏の人格、徳望、手腕に負ふ所又大なるものがある。

先づポ氏の採用した第一方法は、フ、ラ、ン、貨の豫備的恢復である。

これが爲にポ氏は先づフランス國の經濟的信用を恢復することによつて資本の逃避を避けしむるのみならず、外國に在る個人資本の流入傾向を盛ならしむるに努めた。之が爲に彼は金融市場に於ける心理作用を利用したのである。即ち「法」貨は必ず恢復するものであるといふ信念を深く國內的、國際的に浸透せしむるに努力した。而もこの努力は彼の人格と徳望と手腕とによつて一層廣く深く利いた。

「法」貨は最早下落しない、否上騰するものである、といふ信念が一般に強くなつた。歐州諸國の通貨が一樣に不安定なる當時に於て、このポ内閣の與へたる「法」信賴の心理作用は爲替相場の上に加速度的に展開する傾向を有するに至つた。

勿論如何にポ内閣に信賴する所多しといふも、實際的の手腕がこれに隨伴せざれば何等の良效果を見得ない事明かである。然らばポ内閣の實際的方法とは如何。

ポ内閣の組閣せる時に佛國財政を危殆に頗せしめた原因が二つあつた。(一)は豫算の歳入不足

(二)は戦時の短期公債の發行額が莫大なる事であつた。

ポ氏はまづこれ等の點を改正するに努力した。この目的の爲に先づ政府は議會に一法律を提出しその協賛を得た。これ豫算均衡に關する一九二六年八月三日法である。之によれば第一に行政整理を行ふに當り、その實行を確實ならしむるが爲に、法律と同一の効果を有する命令を發布し得るの權を政府に與へしめ、之を實行したのである。その實行し得る額は四億法に過ぎなかつたが、精神的結果は甚大であつた。即ち政府はこの法律の結果によつて、新たに百億フランの増税を行ふことを得ることとなり、之によつて單に豫算の均衡を實現し得るのみならず、更に五十億五千萬法の歳入超過を有することになり、この超過額を以て減債基金に充て並に短期公債を長期公債に借替へ得るに至つたのである。

更に政府は上述の新財政政策の永續性を示すために一九二六年八月七日法を以て八月三日法を補充した。此の法律により獨立の公債管理償却金庫 (Caisse autonome de gestion et d'amortissement) 即ち公債償還の爲の減債基金が設けられ、この基金には上述の剩餘金が全部充當せらるゝこととなつた。而してこれが保證として、この法律は憲法に編入せらるゝこととなり、一九二六年八月十日議會が召集せられ、憲法改正の手續をとつた。

この斷乎たる處置により「法」に對する信用は恢復し、その結果は忽ち爲替市場にあらはれ、一磅一七〇フラン近くとなつた。

以上の財政の革新と共に政府は爲替市場に「法」の恢復を煽つたのである。政府は取引所を操縦して非常に「法」相場の引上げ方法を計劃して居ること、従つて「法」は間もなく世人が驚く程に昂騰するの事實に直面す可しといふ風説を擴からしめた。この風説は當時「法」に關するベルギーとの交渉が不成立に終つたことによつて一層強調、裏書せらるゝに至つた。即ち白耳義政府は自國の「法」を一磅に付一七五法と定めたので、佛國も之と同様の基準による可き事を交渉し來つたのである。而も佛政府は之を拒絶したのであるから、佛國「法」は必ず一磅につき一七〇法より以上たる可き事を世人に信じせしむるに至つた。

この時に政府は國庫所有の外貨を賣却してフランの買入を實行したのである。この政府の買入額はさして多額ではなかつたが、その世人の心理作用に及ぼせる結果は甚大であつて、茲に「法」貨は又昂騰を開始した。

上述の「法」貨恢復は畢竟通貨安定に到達する方法であつて、その究極の目的ではない。即ち或る爲替相場に達したら、この引上策を停止せしめて安定せしめる事が目的である。然し乍ら、この引上げの限度、即ち安定點に就ては實際には、一般公衆は勿論、政治家、専門家のうちにも「法」

の舊平價恢復 (Revalorisation intégrale) —— 即ち戰前の「法」に戻さんと主張する者も多くあつた。然しかく「法」を舊平價に恢復せしめて安定せしむる事は却つて「法」安定の否定となるものに外ならない。如何となれば當時の「法」價を舊平價にまで爲替相場が騰貴する爲には多くの時日を要し、その間又相場に變動を見る可く、且かく舊平價を維持するに必要な正價準備を保有することは不可能であつたに相違ない。即ち外資によらざる佛國流の「法」安定の實行には「法」の回復が進行する過程中の適當なる時期にこの昂騰を停止せしめ、爲替相場の動搖なきものにして、その時期を見て一舉に定安せしむる外はない。かくして一方正價準備を充分に充實せしむるに努力したのである。

この目的の爲に政府は通貨安定に必要な兌換準備の資源を外資の自動的流入に求むるに至つた。即ち政府は國內に流通する金及外貨が成る可く多く國庫に流れ入る様に努めた。其方法としては唯「法」貨を賣つて外貨を買入るゝより策はない。而もこれによつて一方には「法」の爲替相場の無用なる上騰を停止せしめ得るの便がある。この關係を巧に利用することによつて一方には國庫へ流入する外資をいよゝ増加せしめ得ると共に「法」の騰貴を停止せしめ、従つて爲替相場を常に安定の状態に保たしめ、加之他面には將來の兌換準備を充分に確保し得るに至つたのであつた。

然らば幾何の「法」相場の時に、その上騰を停止せしめ——換言すれば「法」を賣つて外貨を買

つたか。フランス銀行は政府と相談の上一磅に付き百二十二フラン二十五サンチーム、一弗に付二十五フラン十九サンチームを以て外貨の買入を行ったのである。是は一九二六年十二月二十三日からで、この時から「法」の事實上の安定が生れた。爾來「法」の爲替相場は、維持せられて二年後には法律上の安定を行ひ得る基礎をなしたのである。

尤も或論者は『一磅約百二十二フラン二十五參に安定せしめた事は早急に失して居る。一磅は必ず百法乃至八〇法或は其以上になり得るものである』と主張した。然し乍ら通貨を安定せしむる爲には爲替相場の騰貴が最大限度に達する以前に——換言すれば外國資本の流入が止む以前に行はねばならない。この意味から見ても一二二「法」を選定したのは誠に當を得たものと謂はねばならない。即ちこの一二二「法」の相場は一方に於て佛國內の物價を世界の物價の水準と等しからしめ、以て通貨の安定に伴ふて國內市場に起る可き經濟狀態の動搖を防ぎ、他方に國內市場を統制し且通貨價值回復に於ける新なる行程——即ち若し必要あらば適當なる時期に更に「法」の安定點を引き上げ得る可能性を留保せしめたのである。勿論實際には更に安定點の引上を行ふが如き事は政府としては實行する意を有して居ないのであるが、然し場合に依ては或は「法」價值を一層引上るやも知れずといふ世人一般の想像は之を打消さずして、巧に之を利用して「法」を賣つて益々外資の輸入を盛ならしめた。尤も最初にはこの事實は所謂通貨循環理論によつて掩はれて居つた。即ち佛國

銀行が外貨を买入るゝ爲に發行せる兌換券は直ちに再び返還せられ來るものである。従つて兌換券發行額は常に殆んど變化がなかつた。蓋し發行せられた兌換券は資本輸入者へ磅又は弗と交換的に渡されるが、この兌換券は直ちに何れかの銀行に預金の形式で預入られる。而も銀行は常例として此等預金を以て國庫證券に投資する。國庫は前述せる如き歳入超過の爲に、この國庫所有金の超過分を保有するの必要がない。そこで國庫はフランス銀行より財政困難當時融通したる借入金と返済する事となつたのである。であるから従つて若し一二二「法」より高價にて「法」を安定せしむるならば或は反つて惡結果を見たかも知れない。かくの如くして、佛國銀行の兌換準備は非常な割合を以て増加して行つた。即ちフランス銀行は通貨を適度に膨張せしめ、かくして新なる「法」を以て適宜外資の買入を行つたに外ならない。

法律上の安定

法律上の安定は一九二八年六月二五日法（註1.）と一九二八年六月二三日のフランス共和國とフランス銀行（註2.）との契約とに依つて行はれた。

註一、佛國新貨幣法（一九二八年六月法）の初めの三條は次の如くである。

第一條 フランス銀行及アルジェリア銀行ノ銀行券ニ對シ臨時的ニ強制通用力ヲ付與シタル一九一四年八月五日ノ法律第三條ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第二條 佛國ノ貨幣單位「フラン」ハ品位千分ノ九百ノ金六五・五「ミリグラム」ヨリ成ル

前項ノ定義ハ本法ノ公布前ニ金「フラン」ニテ有效ニ契約セラレタル國際的支拂ニ對シテ之ヲ適用セス

第三條 フランス銀行ハ其ノ銀行券ノ持參人ニ對シ呈示ト同時ニ金ヲ以テスル兌換ヲ確保ス可

以下第十二條を以て終る

猶注意の爲め新舊法對英磅に對する平價を示せば左の如し。

舊金貨…………… 二五^法、二二^參

新金貨…………… 一二四、二一

註二、簡單にフランス銀行の沿革其他を概説すれば次の如し。

佛蘭西銀行沿革、概要

一八〇〇年 ナポレオンに依り私立發行銀行として設立。

一八〇三年四月十四日（共和曆ゼルミナル廿四日）法律にて發行特權を與へらる。

一八四八年地方の發行銀行を合併し發行專特權を得。

一八七二年八月十二日の法律に依り銀行券を法定通貨とす。

總發行額を法律にて制限する事となる。

(一九一四年大戦勃發前の制限額六十八億法)

一九二八年六月廿五日法律第四條に依り銀行券流通額並に當座預金に對する最小金準備を百分の三十五とす。

總發行額制限法を廢す。

一九一四年七月十八日通貨流通額及正貨準備額。

通貨流通額		銀行券		正貨準備額	
金	貨	銀	法	銀	法
約三十五億法		五十九億法		四十一億法	
約十億法		約百四億法		六億四千法	
合計		合計		合計	
約百四億法		約百四億法		四十七億四千法	

銀行券流通額		正貨準備額	
金銀	法	金銀	法
一九一四年十二月下旬	一〇〇億法	四九億法	五八億法
一九一五年	一三二	五四	三一九
一九二〇年	三七五	五七	六八五
一九二五年	五一〇	五八	七六四
一九二六年	五二九	五八	八一五
合計		合計	
約百四億法		四十七億四千法	

銀行券流通額		正貨準備額	
金銀	法	金銀	法
一九二七年十二月下旬	五六五億法	五八億法	五八億法
一九二八年	六三九	三一九	三一九
一九二九年	六八五	四一六	四一六
一九三〇年	七六四	五三五	五三五
一九三一年十月二日	八一五	五九八	五九八

即ち六月二十五日法の内容をなすものがこの契約に外ならない。この法律上の安定によつて初めて戦後の佛國幣制は完全なる改造の實現を見たのである。

この安定は次の三原則に基く。

- (一) 貨幣の基本を新金法の制定にまつ事
- (二) 一九一四年前の如き國內の金貨流通を放棄する事
- (三) フランス銀行の兌換券制度を戦前より近代に調和せしめ、一層強固なる基礎の上にかしむる事

以下少しくこれが説明を加へん。

(一) 新金フランの制定

一九二八年六月二十五日法の第二條には『佛國貨幣の單位たるフランは千分の九百の金六五・五ミリグラムを以て成る』と規定する。是に依れば新「法」の金分は舊「法」の金分の約五分ノ一（舊「法」は千分の九百の金三二二・五八ミリグラム）と制定せられたのである。即ち本法に依て平價切下が行はれたのである。換言すれば舊「法」は破産して五分ノ一に減少せるものと法律により宣言せられたに外ならない。然しかゝる見方は畢竟一九一四年より一九二六年の期間を取り除きたる考方である。即ちこの期間に於て「法」貨は既にその價值を失墜したもので、決して一九二八年に初めて五分ノ一となつたのではない。再言すれば一九一四年八月五日法によりジェルミナル「法」の兌換は停止せられて金フランたる事實を失ひ、只紙幣フラン不換紙幣となつた。この「法」は金とは關係なく國家の信用により他の貨幣と爲替相場が建てられて居つた。従つてその變動の甚だしか

つた事は前述せる如くである。而して一九二八年法は畢竟この紙幣フランが同年に到達したる價值によつて法律上の安定を規定したる外ならない。

(二)、金貨流通の廢止

一九二八年法はフランを價格の基準即ち物價及び債權の基本、法律上の言葉に従へば『貨幣單位』とせるものに外ならない。

(a) 個人の請求による金貨の自由鑄造は同法第六條により内閣令にその實施期を譲つて居るが、實際にはこの命令は未だ發せられず、且何時發せらる可しとも考へられない。従つてその間には金貨の鑄造は佛國銀行の爲にのみ行はれる。

(b) 新フランの兌換は法律上は許されて居るが一九二八年法は、この兌換性を再び回復する結果金貨が現實に國內に流通することなき様種々なる制限的規定を設けて居る。

- (1) フランス銀行は金塊を以て銀行券の兌換請求に充當すること。
- (2) フランス銀行はその本店に於てのみ兌換に應ずる義務を有し、國內の諸支店は直接兌換に應ぜず。

(3) フランス銀行は大藏大臣の同意を得て兌換額の最少限度を定め得る。

上述の制限によつて有効に法律上の安定による金貨の現實的流通を誘發することなきを得るに

至つた。而してこれには猶次の二つの理由がある。即ち

(1) 一般公衆が金貨を使用する慣習を失つた事が一つである。従つて公衆の慣行に心理的變化が起り、金貨の流通は寧ろ現實的な慣行に反することとなり、公衆は最早金貨の流通を欲しなくなつた。

(2) 金は個人の手許に於けるより紙幣發行機關の金庫内にある方が遙かに有效である。蓋しかくしてこそ一層多額の兌換券の流通を保證し得るに至るが故である。殊に兌換券は國際爲替市場に於ては外國に對しての安定を確保するために「金の保證」を必要とする。是は金が唯一の國際貨幣であるが爲に外ならない。内國市場に對しては少しもかゝる必要を感じない。即ち兌換券は爲替市場に於てこそ兌換の必要を感じずるも、内國市場に於ては何等之を必要としないのである。のみならず國內に金貨が流通することは何等利益がない。

勿論上述の理由は金に付てであつて他の補助貨幣に就てではない。補助貨幣は一九二八年法により舊銅貨に代るにニッケル貨を以てし、更に一九三二年より十フラン、二十フランの銀貨鑄造を豫定して現流通の五、十、二十フランの銀行券に代らしむる事となつて居る。

(三)、近代的にして強固なる基礎に基く兌換制度の再興

一九二八年三月法はその第一條に於て、一時的名義ヲ以テフランス銀行券ノ強制通用力ヲ設ケタ

ル一九一四年八月五日法ノ規定ハ之ヲ廢止ス。

第三條 フランス銀行ハソノ銀行券ノ所持者ニ對シ呈示ト同時ニ金ノ兌換ヲ確得ス。

この二條に就ては既に説明せる如く兌換は只國際取引に關してのみ限らるゝといふ所謂金爲替本位制の理論によつたものである事は繰返し説明するの要はない。

この兌換の制限は兌換券の性質を誤らしむる事なきのみならず、却つてその堅實性を増加せしむるものである。蓋しかゝる制限はフランス銀行をしてフラン貨保護に必要な方策を、その結果のあらはるゝ領域に隨意に集中せしめ得るからである。

今やフランスの兌換券は世界に於て最も堅固なる保證あるものとして認めらるゝに至つた。この兌換に對する保證の重要性は更に一九二八年法以來特に明白なるものとなつた。蓋し同法のフラン貨の定義に従へばフランス銀行の舊來の正貨準備を新平價で換算を行つた。従つて新平價換算は正貨準備總額に五を乗して得た數となつたが爲である。この増加によりフランス銀行の貸借對照表は改善せらるゝに至つた。即ち一九二八年以前に於て、兌換券に對し全く擬制的な保證を構成するに過ぎなかつた所の資産項目を廢止し得るに至つた。こゝに資産項目 (postes d'actifs) といふのは銀行が國家に對してなす立替金及び外國に在りて手許になき在外ストックに關する資産項目である。

又銀のストックも金と同様に兌換券の支柱、即ち本位貨として役立つて居つたものであるが、一

九二八年法により正貨準備の一部たり得なくなつた。かくして兌換券は爾後全く金によりてのみ保證せらるゝ事になつた。

上述の正貨準備額は新平價換算により得たる利益を全部取り切つてしまふ事はなかつた。そのうち尙十億フランは國庫に收められフランス銀行内に國庫貸方勘定として記帳せられた。かくてフランス銀行は國庫の全體の上に一種の統制力を及ぼす事が出来る様になつた。

かく増額せられた正貨準備には又事實上のフラン安定時代から買入れた外貨債 (Foreign) が加はる事となる。この外貨債はそれ自身漸次金に兌換せられ、在庫保有の正貨準備内に組み入れられつゝある。かくして今や佛國銀行の金保有量はアメリカに次ぐ世界第二の地位を占るに至つた。(五百六十億金フラン、及在外正貨約五十億フラン)

最後に現有正貨と通貨流通との關係につき一言すれば、佛國の舊制度に於ては通貨流通額は一定の限度を以て劃されて居つた。然るに一九二八年法は之を廢し、一層新式にして且伸縮性ある制度を採用するに至つた。同法は現有正貨準備と流通數量との間の比率を定め、之を三五%とした。現時は七百七十億フランの流通量に對し五百六十億の現有正貨量であるが、若し佛國銀行の所有する外國債 (Foreign) を算入すれば、流通銀行券總數量が全額保證せられて居る事となる。

かくの如くして佛國に於ける通貨流通量は一九二八年法の原則によつて更に莫大な割合を以て増

大する可能性がある。且佛國銀行には大なる潜勢力がある。この力は時期が至れば或は佛國經濟活動のため、或は外國經濟改善のため重大なる役割を勤め得る力となるであらう。かくして佛國の通貨統制力は國際的救援の有力なる一手段方法となるのである。

上述の如く佛國財政の危機を救うた所のものは外資輸入によらず全く全國民の拂つた努力と犠牲の結果であり、又これが統制宜しきを得たポアンカレ内閣の力でもある。元來佛國民の大部分を構成して居る農民、小土地所有者は常に儉約を主として、一日一日の勤勉より得たる一錢一錢を貯蓄するのが慣習である。これがフラン安定に際し外資を待たず、佛國獨特の財政政策によつて、よくかゝる難事を成功せしめた潜勢力であつた事と思ふ。

現下の佛國財界は勿論世界的不況によつて輸出が不振なる爲困難の状態にある。而も佛國には失業者は他國に比し甚だ僅少で、約五千名位であり、且英國に見るが如き失業者の特別手當もない。豫算は均衡を得て居るのみならず、歳入は超過して居る、特に注意すべきはフラン安定後に於て英、獨、ポーランド、アイルランド、オーストリア、ユーゴスラビヤ、チェッコ等の諸國に對し一六〇億フランの外債に應じて居る事實である。

以上を以て「フラン」安定に關する大要を述べ終つた。



要之、一九二八年六月二三日議會に提出せられ同日法律として發布せられた所謂「新貨幣法」は戰爭に起因するフランス銀行の兌換義務の免除と金銀輸出禁止とを廢止したのである。かくしてフランス銀行は其銀行券に對し、金を以て兌換すべく義務づけらるゝに至つた。而も戰前に於ては銀を以て兌換することも許されて居たのを全く金兌換に改めたのである。

只新貨幣法は事實上の安定せる「法」を法律により確認したのであるから、戰前の貨幣單位に恢復されたのではない。新單位は金の純分を舊單位の約五分の一に切下げたのである。

單位の金分は變更されたが其名目は矢張從前の通り「法」とした。従つて開戰直後から不換紙幣になつた「法」の銀行券は其儘流通し、其下落せる對外價值に相當する所の金價值が與へられ、從前の金「法」の約五分の一に當る金を以て兌換せらるゝことゝなつたのである。

この法律發布以前には種々なる取引上の難問題が生じて居た。例へば國內取引に於て、舊貨幣法による「法」で定めた長期の契約に於て、支拂時の「法」價の購買力が甚だしく失墜せる結果、「増價立法」を必要とするに至つた事例が歐州諸國に於けると同様、佛國にも起つた。又金錢の消費貸借に就ても、貨幣價值の變動甚だしき爲、國內取引に於ても金貨支拂約款、或は物價指數に依る可動基準約款等がなされ、其效力如何が論議せらるゝに至つた。又國際取引に於ても舊ジエルミナル法を以て借入たる債券を支拂時の安價なる「法」を以て辨濟せんとする爲に屢困難なる問題を生ずるに至

つた。然るにかゝる問題は一九二八年法の制定により明瞭に解決せらるゝに至つた。即ち該法律は國內及國際取引に於て、舊貨幣單位の約五分の一に切下げられたる新「フラン」を以て辨濟に充當し得る事を規定した。従つて債權者は新「法」が舊「法」の約五分の一なりとの理由を以て受取を拒み得ざるは勿論である。これ貨幣は「名目主義」による可きが原則である結果に外ならない。この原則は佛民法一八九五條『金錢消費貸借ヨリ生スル債權ハ常ニ契約中ニ表示サレタル數字上ノ金錢ノミヲ以テ足ル』の主旨に徴するも明瞭なる所である。只一九二八年六月法第二條第二項に於ては、この原則に例外を設け、『前項ノ定義ハ本法公布前ニ金「フラン」ニテ有效ニ契約セラレタル國際的支拂ニ對シテ之ヲ適用セス』と規定した。従つてこの例外の適用を受くる爲には取引が國際的なる事、一九二八年前の契約なる事、金「フラン」が有効に契約せられたる事が必要である。この例外規定の適用ありや否やに付て幾多の外債が問題となつた。例へば國際常設司法裁判所の問題となりたるセルビヤ對佛國の外債の如きはその一例である。

其他一層複雑せる關係にあるものとしては一〇〇、八八〇、〇〇〇法の東京市佛貨公債の如き問題がある。本問題も畢竟根本は「法」下落に隨伴して生じ來りたる所のものに外ならない。

猶本法に付て注意を要する事はフランス銀行の兌換は金を以てするので、外國向爲替を以て金兌換に代へる事は法律の認めざる所である。實際問題としては在外正貨の賣却を以て金兌換に代へる

ことは出来るであらうが、これも相手方と協議の上での事である。この點は獨逸、ベルギー、イタリイ等の諸國が外國爲替を以て金の代用とすることを法制上認めたととは趣を異にし、金再禁止前の英國の制度と全然同一である。即ち嚴格なる金本位制主義を保持して來たのである。

其他新法の特色として金貨流通を實現せしめざらした點、小口の兌換を認めざる點、自由鑄造を無制限に認めざる點、兌換券の流通額の制限を撤廢せる點等多々あるが、此等に付ては博士の要綱の中にも述べてあるから略する。

一九二八年法は、要するに、非常に簡明なる比例準備、金兌換の發行方法を採用したるものと謂ひ得る。而して舊平價の引下げ點が甚だ當を得て居つたが爲めに、佛國の新「法」による金解禁の結果は頗る良好の結果を見るに至つて、現今に於て佛國の正貨準備は北米合衆國について世界の二大金保有國となつてしまつた。この意味に於て戦後の通貨整理としての新「法」の安定は誠に重要な意義を有するものと謂はねばならない。殊に平價を以て金解禁を斷行せる我國の現状を見ると、佛國の事實上及法律上の「法」安定に關する研究は甚だ有意義であり且必要なる事であると確信する。而して問題は畢竟國民の努力に待つ所の大なる事は、佛國の事實上の「法」安定の實蹟に付て見るも知る事が出来る。外資輸入の方法によつて得たる金本位の確立、或は無理なる平價による金本位への復歸の如きは必ずや面白からざる結果を見るものと云ひ得るのではあるまいか、私は

佛國の「法」安定に付て我國の大きいに學ぶ所のものが多い事と確信する。この意味に於てカピタン博士の所論の一節を紹介する事も決して無益でないと考へる。(一九三一年十二月十二日)